

ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)第57条の規定により、ニセコ町まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかどうか等の検討を行なうため「ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)」を置く。

(組織)

第2条 委員会は委員6名以内をもって組織する。

(1) 知識経験を有する者のうちから町長が指名する町民 3名

(2) 一般公募による町民 3名

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 委員は無報酬とする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は、前条第2項の規定を準用する。

4 委員長は会務を掌握し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、次の事項を協議する。

(1) 基本条例の運用及び評価に関すること

(2) まちづくりの諸制度に関すること

(3) 基本条例の改正に関すること

(4) その他基本条例について町長から要請のあった事項に関すること

3 委員長は、必要に応じて、関係町職員及び学識経験者に委員会への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、企画課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成21年3月31日をもって、その効力を失う。